

社会福祉法人名北福祉会 定款

目次

第1章	総則（第1条—第4条）
第2章	評議員（第5条—第9条）
第3章	評議員会（第10条—第16条）
第4章	役員及び職員（第17条—第27条）
第5章	運営協議会（第28条—第33条）
第6章	理事会（第34条—第39条）
第7章	資産及び会計（第40条—第48条）
第8章	公益を目的とする事業（第49条—第50条）
第9章	収益を目的とする事業（第51条—第52条）
第10章	解散及び合併（第53条—第55条）
第11章	定款の変更（第56条）
第12章	公告の方法その他（第57条—第58条）
附則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- ①保育所の経営
- ②一時預かり事業の経営
- ③地域子育て支援拠点事業の経営
- ④障害福祉サービス事業の経営
- ⑤移動支援事業の経営
- ⑥老人デイサービス事業の経営
- ⑦老人居宅介護等事業の経営
- ⑧特定相談支援事業の経営
- ⑨障害児相談支援事業の経営
- ⑩小規模保育事業の経営
- ⑪子育て援助活動支援事業の経営
- ⑫小規模多機能型居宅介護事業の経営
- ⑬認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人名北福社会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上ならびに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の独居高齢者、障害者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を名古屋市北区上飯田南町五丁目 53 番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 9名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合は、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名が出席し、かつ、外部委員の2名が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができます。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 解散
- (12) 合併
- (13) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定期評議員会として毎年度6月に1回開催するほか3月及び、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に定める場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の招集を請求された場合には、理事長は、その請求があった日から遅滞なくこれを招集しなければならない。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時には議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事及び監事の解任
 - (2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1)理事 8名
 - (2)監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

- 第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む）及び、評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業

務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(責任の免除)

第26条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会

の決議により免除することができる。

(責任限定契約)

第27条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、金1万円以上で責任限定契約書においてあらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額との何れか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第5章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第28条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第29条 運営協議会の委員は30名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第30条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第31条 法人が第29条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第32条 理事長は、必要に応じて運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第33条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第34条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1)この法人の業務執行の決定
 - (2)理事の職務の執行の監督
 - (3)理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第36条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第37条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

- 第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 2 前項に規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く）は理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第40条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産を持って構成する。
 - (1)名古屋市北区上飯田南町五丁目 52 番 1 所在のめいほく保育園敷地 1 筆（宅地 346.73 m²）
 - (2)名古屋市北区上飯田南町五丁目 52 番 2 所在のめいほく保育園敷地 1 筆（宅地 330.57 m²）
 - (3)名古屋市北区上飯田南町五丁目 52 番 3 所在のめいほく保育園敷地 1 筆（宅地

247.00 m²)

- (4)名古屋市北区上飯田南町五丁目 52 番地 1、52 番地 2、52 番地 3 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建めいほく保育園園舎 1 棟 (1255.58 m²)
- (5)名古屋市北区上飯田南町一丁目 12 番 2 所在の第二めいほく保育園敷地 1 筆 (宅地 151.27 m²)
- (6)名古屋市北区上飯田南町一丁目 12 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺陸屋根 3 階建第二めいほく保育園園舎 1 棟 (210.03 m²)
- (7)名古屋市北区上飯田北町四丁目 39 番所在のめいほく共同作業所敷地 1 筆 (宅地 267.76 m²)
- (8)名古屋市北区上飯田北町四丁目 39 番所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建めいほく共同作業所建物 1 棟 (406. 62 m²)
- (9)名古屋市北区如意二丁目 124 番所在のめいほく友の家敷地 1 筆 (宅地 343.67 m²)
- (10)名古屋市北区如意二丁目 124 番地所在の鉄骨造陸屋根 4 階建めいほく友の家建物 1 棟 (603.68 m²)
- (11)名古屋市北区上飯田東町一丁目 18 番 1 所在の名北福祉センター敷地 1 筆 (宅地 57.47 m²)
- (12)名古屋市北区山田町四丁目 94 番 21 所在の名北福祉センター敷地 1 筆 (宅地 42.94 m²)
- (13)名古屋市北区上飯田東町一丁目 18 番地 1、17 番地、18 番地 2、19 番地 (換地 大曾根北土地区画整理 16 街区予定地番 15 番、14 番 3) 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建名北福祉センター建物 1 棟 (151.2 m²)
- (14)名古屋市北区上飯田北町一丁目 60 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家めいほく共同作業所分場建物 1 棟 (84.32 m²)
- (15)名古屋市北区喜惣治一丁目 384 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建友の家ホーム建物 1 棟 (271.96 m²)
- (16)名古屋市守山区野萩町 235 番地、234 番地、233 番地所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建なえしろ保育園園舎 1 棟 (994.53 m²)
- (17)名古屋市北区鳩岡町一丁目 1 番地 5 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建めいほく鳩岡の家建物 1 棟 (1419.97 m²)
- (18)名古屋市北区安井四丁目 1207 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建わくわく安井の家建物 1 棟 (290.97 m²)
- (19)名古屋市北区安井四丁目 1207 番所在のわくわく安井の家敷地 1 筆 (宅地 161.98 m²)
- (20)名古屋市守山区町南 1902 番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建めいほく町南の家建物 1 棟 (201.96 m²)

- (21)名古屋市守山区弁天が丘 1106 番地、1107 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 めだか保育園園舎 1 棟 (536.86 m²)
- (22)名古屋市東区矢田三丁目 305 番地、304 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 やだ保育園園舎 1 棟 (671.8 m²)
- (23)名古屋市守山区新守山 2205 番地、2204 番地所在の木造スレートぶき 2 階建 グループホームあさひ建物 1 棟 (295.65 m²)
- (24)名古屋市守山区新守山 2205 番所在のグループホームあさひ敷地 1 筆 (宅地 187.52 m²)
- (25)名古屋市守山区町北 1503 番地 2 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 町北ホーム建物 1 棟 (678.62 m²)
- (26)名古屋市北区安井四丁目1208番所在のわくわく安井の家敷地 1 筆 (原野165 m²)
- (27)名古屋市北区安井四丁目 1208 番地所在の木造スレートぶき 2 階建 わくわく安井の家建物 1 棟 (135.2 m²)
- (28)名古屋市北区上飯田南町五丁目 53 番のみなみ町福祉センター敷地 1 筆 (宅地 462.16 m²)
- (29)名古屋市北区上飯田南町五丁目 54 番 1 のみなみ町福祉センター敷地 1 筆 (宅地 100.49 m²)
- (30)名古屋市北区上飯田南町五丁目 54 番 2 のみなみ町福祉センター敷地 1 筆 (宅地 362.17 m²)
- (31)名古屋市北区上飯田南町五丁目 53 番地、52 番地 1、54 番地 2 所在の鉄骨陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 4 階建みなみ町福祉センター建物 1 棟 (1586.14 m²)
- (32)名古屋市北区如意二丁目 123 番の友の家ホームには敷地 1 筆 (宅地 473 m²)
- (33)名古屋市北区如意二丁目 123 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建友の家ホームには建物 1 棟 (439.2 m²)
- (34)名古屋市中区平和二丁目 220 番 1 の敷地 1 筆 (147.36 m²)
- (35)名古屋市中区平和二丁目 220 番 6 の敷地 1 筆 (262.55 m²)
- (36)名古屋市中区平和二丁目 220 番地 6、220 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建建物 1 階、2 階、3 階、5 階、6 階 (1177.9 m²)
- (37)名古屋市守山区町北 501 番地 1、505 番地 3 所在の木造スレートぶき平家建のびっこ建物 1 棟 (76.41 m²)
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 49 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 51 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第41条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、名古屋市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、名古屋市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機間にに対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を名古屋市長に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく名古屋市長に届け出るものとする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事総数の3分の2以上の同意を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の
附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、
その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第45条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第46条 この法人の会計に関しては、法令等およびこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得て、評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第48条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第49条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業（ケアプラン町南）

(2) 事業所内保育施設くさのみ保育所の運営受託事業

(3) 介護員養成研修事業

(4) 障害児通所支援事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、公益事業に関する重要な事項については理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。
(剰余金が生じた場合の処分)

第50条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第9章 収益を目的とする事業

(種別)

第51条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第52条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第10章 解散及び合併

(解散)

第53条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第54条 解散（合併及び破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会において評議員総数の3分の2以上の多数による決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第55条 合併しようとする時は、理事総数の3分2以上の同意を得て、評議員会の承認を得なければならない。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

- 第56条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、名古屋市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を名古屋市長に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第57条 この法人の公告は、社会福祉法人名北福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第58条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

；

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく定款に基づき役員の選任を行うものとする。

理事長 小川 春水

理事 大西 良夫

同 小川志寿恵

同 鈴木 憲司

同 黒川 富子

同 諸木 照司

同 山田 宗次

監事 佐野 正道

同 中川 利博